

令和5年5月18日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和5年第5回）議事録

1. 開催日時 令和5年5月18日（木曜日）午前10時35分

2. 開催場所 本荘由利広域行政センター 「学習ホール」

3. 出席委員（20名）

1 番 齋 藤 誠	1 1 番 佐 藤 崇
2 番 畑 山 留美子	1 2 番 佐々木 純 一
3 番 佐 藤 喜 勝	1 3 番 佐々木 知 榮
4 番 岡 部 五 一 郎	1 6 番 富 樫 公 一
5 番 佐々木 亨	1 7 番 伊 藤 直 子
6 番 小 野 晃 一	1 8 番 菅 原 文 克
7 番 大 瀧 浪 雄	1 9 番 佐 藤 秀 孝
8 番 小 松 健	2 0 番 佐 藤 源 樹
9 番 小 松 幸 夫	2 1 番 庄 司 和 夫
1 0 番 佐 藤 順	2 4 番 佐 藤 系 悦

4. 欠席委員（3名）

1 4 番 加 藤 三 敏
2 2 番 伊 藤 剛
2 3 番 吉 尾 麻 美

5. 議事日程第1号 令和5年5月18日（木曜日） 午前10時35分 開会

第 1. 議事録署名委員指名

第 2. 会議書記任命

第 3. 会期決定

第 4. 議案第33号 農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件

第 5. 議案第34号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件

第 6. 議案第35号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等
促進計画案に対する意見について

第 7. 議案第36号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借
権設定の件

第 8. 議案第37号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設
定の件

第 9. 議案第38号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う地上権設
定の件

第10. 議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移
転の件

第11. 議案第40号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断につい
て

第12. 議案第41号 「農業委員会による最適化活動の推進等について」にかかる令和4
年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実
施状況の公表（案）について

6. 本日の会議に付した事件

議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	佐藤英樹	次長	小松幸月
農政班長	三保敦	農地班長	二見真之
主査	佐々木崇嗣	主査	齋藤身子
主任(矢島庶務班)	柴田雄太郎	主事(岩城庶務班)	田口健
主査(由利庶務班)	佐々木千鶴	主事(大内庶務班)	工藤智浩
班長(東由利庶務班)	遠藤吉保	班長(西目庶務班)	鈴木優人
主査(西目庶務班)	巴留美子		
主事(鳥海庶務班)	佐藤海士		

8. 総会議長

佐藤系悦

9. 議事録署名委員

16番 富樫公一

17番 伊藤直子

10. 会議の概要

○議長

これより令和5年5月1日公示招集されました、令和5年第5回総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は、委員総数23名中20名であります。

14番加藤三敏委員、22番伊藤剛委員、23番吉尾麻美委員より欠席の届け出があります。
出席委員は、定足数に達しておりますので本日の会議を開きます。

本日の総会には、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので、ご報告いたします。
本日の提出案件は、議案第33号から議案第41号までの計9件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、16番富樫公一委員、17番伊藤直子委員、の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りとして、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、議案第33号「農地法第3条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第33号について、議案書に基づき取扱件数を述べ朗読し、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の全てを充たしている旨説明する。)

○議長

議案第33号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第33号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第33号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第5、議案第34号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第34号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第34号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第34号は、原案どおり承認することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第34号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第35号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案第35号の審議に入る前に、審議内容について補足説明いたします。

「農地中間管理事業の推進に関する法律」が一部改正され、令和5年4月1日に施行されました。

改正後は、農地中間管理権の設定などを行おうとするときは、農用地利用集積等促進計画を定め、秋田県知事の認可を受けなければなりません。また、農地中間管理機構は、農用地利用集積等促進計画を定める際、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

当面、経過措置として、議案書2ページの議案第34号1番と2番のように従来例により農用地利用集積計画を定めることができます。

しかし、本案件のような受け手のみの移転や再配分については、経過措置の対象外となるため、意見聴取するものです。

(その後、議案第35号について、議案書に基づき朗読し、計画の内容は議案書記載の通りで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第35号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第35号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第36号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第36号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、追認案件ではあるが悪質とは認められないこと、申請位置、第1種農地であるが不許可の例外である、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すること、資金計画などから、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象、かつ農振除外対象案件であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要があり、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、5月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

○議長

議案第36号の事務局説明が終わりました

現地調査報告につきましては、令和5年3月、総会議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

議案第36号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見

ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第36号は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。お諮りいたします。議案第36号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案36号は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第37号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第37号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、農用区域内農地は、原則として転用許可できないが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第37号1番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(議案第37号1番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画、農地への復旧予定等により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第37号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画、農用区域内農地は、原則として転用許可できないが、不許可の例外である「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第37号2番の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、19番佐藤秀孝委員。

○19番・佐藤秀孝委員

(議案第37号2番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画、農地への復旧予定等により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第37号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第37号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第37号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案37号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第38号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う地上権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第38号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分は第2種農地であること、資金計画、第2種農地は、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合にしか許可できないが、申請地周辺に第3種農地や立地可能な農地以外の土地がないため、「第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないことから、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可する旨を説明する。)

○議長

議案第38号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、1番齋藤誠委員。

○1番・齋藤誠委員

(議案第38号について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、

周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第38号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第38号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第38号は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案38号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第39号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、1番から4番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第39号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分は第3種農地であること、資金計画、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、申請面積が30aを超えるため、秋田県農業会議の意見聴取の対象、かつ農振除外対象案件であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要がある、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、5月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

(議案第39号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分は第1種農地であること、資金計画、農地区分等の立地基準、また第1種農地だが、不許可の例外である「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下)」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象、かつ農振除外対象案件であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要がある、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、5月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

(議案第39号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分は第1種農地であること、資金計画、農地区分等の立地基準、また第1種農地だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象、かつ農振除外対象案件であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要がある、本総会で許可相当と決定した

場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、5月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

(議案第39号4番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分は第1種農地であること、資金計画、農地区分等の立地基準、また第1種農地だが、不許可の例外である「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下)」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取する必要があることから、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第許可する旨を説明する。)

○議長

議案第39号1番から4番の事務局説明が終わりました。

これより議案第39号4番の現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、12番佐々木純一委員。

○12番・佐々木純一委員

(議案第39号4番について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障がないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

なお、議案第39号1番から3番の現地調査報告につきましては、令和5年3月、議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

次に、5番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第39号5番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分は第1種農地であること、資金計画、農地区分等の立地基準、また第1種農地だが、不許可の例外である「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の1/2以下)」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象、かつ農振除外対象案件であることから、秋田県農業会議の意見聴取する必要がある、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申を受けたのち、5月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

○議長

議案第39号5番の事務局説明が終わりました。

なお、議案第39号5番の現地調査報告につきましては、令和5年3月、議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

次に、6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案第39号6番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、追認案件であるが悪質とは認められないこと、立地基準による農地区分は第2種農地であること、資金計画は整備済みであるため確認の必要がないこと、農地区分等の立地基準、また第2種農地で第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合しか許可できないが、第1種農地の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当することなどから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる旨を説明する。

本案件については、秋田県農業会議の意見聴取する必要がないが、農振除外対象案件であることから、本総会で許可相当と決定した場合は、5月下旬に予定されている農振除外決定公告をもって許可する旨を説明する。)

○議長

議案第39号6番の事務局説明が終わりました。

なお、議案第39号6番の現地調査報告につきましては、令和5年3月、議案第25号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」において、既に報告を受けておりますので、省略いたします。

ただいまの議案第39号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第39号6番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第39号1番から5番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに議案第39号6番につきましてお諮りいたします。

議案第39号6番は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案39号6番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第39号1番から5番につきましてお諮りいたします。議案第39号1番から5番は申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案39号1番から5番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第40号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨(非農地)の判断について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明、申請地は原野で、10年以上耕作しておらず、雑木等が繁茂し、原野化している状況のため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第40号の事務局説明が終わりました。

これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、13番佐々木知榮委員。

○13番・佐々木知榮委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況から、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

議案第40号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第40号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第41号「農業委員会による最適化活動の推進等についてにかかる令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表(案)について」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

議案書14ページをご覧ください。先ほどの委員全員協議会でご説明した、資料4、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」案ですが、この公表案をもって農業委員会の最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標の達成状況の点検、評価とすることについてご審議をお願いいたします。

○議長

議案第41号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第41号は、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案どおり決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものに

つきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前11時30分閉会)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第13条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総会議長 佐藤系悦

議事録署名委員 富樫公一

議事録署名委員 伊藤直子